分割の条文修正、書換に係る基準の削除について

平成30年8月

第10条(出願の分割)

第十条 商標登録出願人は、商標登録出願が審査、審判若しくは再審に係属している場合又は商標登録出願についての拒絶をすべき旨の審決に対する訴えが裁判所に係属している場合に限り、二以上の商品又は役務を指定商品又は指定役務とする商標登録出願の一部を一又は二以上の新たな商標登録出願とすることができる。

2 省略

1. 検討の背景

商標法第10条第1項の規定に関し、平成30年2月27日に閣議決定された「不正競争防止法等の一部を改正する法律案」が、平成30年5月23日に可決・成立した。この法律は、平成30年5月30日に公布され、改正商標法第10条第1項の規定については、平成30年6月9日に施行された。これを受けて当基準に記載の商標法第10条第1項の部分を改正後の条文に変更する必要がある。

【改訂案】

第10条(出願の分割)

第十条 商標登録出願人は、商標登録出願が審査、審判若しくは再審に係属している場合又は商標登録出願についての拒絶をすべき旨の審決に対する訴えが裁判所に係属している場合 であつて、かつ、当該商標登録出願について第七十六条第二項の規定により納付すべき手数料を納付している場合 に限り、二以上の商品又は役務を指定商品又は指定役務とする商標登録出願の一部を一又は二以上の新たな商標登録出願とすることができる。

2 省略

附則第2条、第3条、第4条、第6条、第11条、第12条及び第24条(書換)

削除

1. 検討の背景

当基準は、旧商品区分(平成4年3月31日までにされた商標登録出願に適用される商品区分)に基づく商標権の商品区分及び指定商品を、平成4年4月1日以降に主たる体系として導入した国際分類に基づく商品及び役務の区分にしたがい、指定商品を書き換えるための登録の申請についての審査基準である。

書換申請は、平成10年4月より受付けていたが、既に書換申請の受付期間は過ぎており、平成29年にすべての書換申請の最終処分が終了したことから、対象となる商標権が全てなくなったので、当基準は不要となった。